

戸籍事務が 電算化されました



平成六年十二月、戸籍法の一部が改正され、戸籍事務をコンピューターで処理できるようになりました。
都留市では戸籍事務の迅速化・効率化および行政サービスの向上を目指して、三月二日からコンピューターによる新たなシステムを導入しました。

戸籍のコンピュータ化とは

今までの戸籍事務は、紙に記載された戸籍原本をもとに行われていました。この原本の作成では複雑な内容を記載したり、戸籍の証明書の発行では原本をコピーして作成したり、事務処理のほとんどが手作業のため、多くの時間と手間が必要とされてきました。
コンピューター導入により、各証明書の発行が、より早く、より正確にできるようになりました。

呼び方が変わります

これまでは、戸籍全員を証明するものを「戸籍謄本」、個人を証明するものを「戸籍抄本」と呼んできました。これからは「戸籍謄本」が「全部事項証明書」に「戸籍抄本」が「個人事項証明書」に変わります。
また、様式は縦書き記述式から横書きの項目別となり用紙もA4判(210ミリ×297ミリ)になりますので、これまでの謄抄本と比べて大変見やすく、分かりやすい証明書となります。



テープカットする左から佐藤法務局支局長、小林市長、近藤議長

これまでの戸籍は？

今まで使用していた紙の戸籍原本は、コンピューターに記録された戸籍にその役割を譲ることになります。

このように改製された元の戸籍を「改製原戸籍」と呼びます。

なお、コンピューター化後の戸籍では、これまでは記載されていても婚姻や死亡などにより、すでに除籍されている方(名欄に×印が記載されている)や離婚している方など、一部の事項が記録され

戸籍がどう変わるか

Q 婚姻届を出したのですが、新しい戸籍ができるのに、何日くらいかかりますか？

A コンピューター化されますと、様々な機能により、早く正確に戸籍を作ることができます。

これまでは届け出の提出から証明書の受け取りまで、七日ほどかかりましたが、これからは二、三日で作成できます。

Q 証明書などの発行時間は、どうなりますか？

A 戸籍謄抄本などの発行時間は、通常申請を受けてから約五分の時間をいただいていたが、コンピューター化により、約二分で発行可能になります。

Q 相続のための複雑な戸籍は、すぐ授けられますか？

ていない場合があります。必要な方は、ご請求ください。

戸籍の付票も コンピューター化

戸籍に登録されている方がどこに住んでいるかを把握するために、戸籍の付票の制度があります。コンピューター化された後の付票には最も新しい住所だけを記録し、以後、住所の異動を順次追加記録していきます。今までの紙の付票原本は改製された戸籍の付票として五年間保存されます。

A 相続が発生しますと、歴代の戸籍をさかのぼらなければならず、事例によっては、一つの申請に多くの時間を費やすことがありましたが、コンピューター化により、データを一括管理しますので、複雑な戸籍も短時間で発行が可能になります。

Q コンピューター化されると、証明書の手数料は変わりますか？

A 証明書は今までどおりです。全部事項証明書・個人事項証明書は一通につき四五〇円です。

そのほか

○改製原戸籍の謄本・抄本は 一通 七五〇円

○除籍謄本・抄本は 一通 七五〇円です。

問合せ 市民課 窓口係